

ヘルパーステーション リーフ神辺 運営規程
(介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)

社会福祉法人 緑寿会

ヘルパーステーション リーフ神辺 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑寿会が設置経営するヘルパーステーションリーフ神辺(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問介護に相当する第1号通所事業(以下「事業」という。)は、居宅において要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション リーフ神辺
- (2) 所在地 福山市神辺町大字川北1482

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名 (常勤)
サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込み調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3名以上(介護福祉士・2級課程修了者)

訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の運営日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。また、居宅サービス計画により、休業日であってもサービス提供を行うことがある。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。ただし、居宅サービス計画により、営業時間外であってもサービス提供を行うことがある。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定及び介護予防・生活支援サービス事業対象者認定の有無及び要支援認定及び介護予防・生活支援サービス事業対象者認定の有効期間を確認する。

第5章 サービスの提供

(指定介護予防訪問介護に相当する第1号通所事業の内容)

第8条 指定介護予防訪問介護に相当する第1号通所事業の内容は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたり、自立支援の観点から、利用者が可能なかぎり、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取り組み等による支援、他の福祉サービスの利用についても、考慮し行う。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業所は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援するものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、従業者がサービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防訪問介護相当サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防訪問介護に相当する第1号通所事業に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第12条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下

の事項に留意する。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第13条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第14条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用の目的を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

第7章 緊急時、非常時の対応

(緊急時等における対応方法)

第16条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護に相当する第1号通所事業を実施中

に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第18条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に対し周知徹底を図るため、必要な避難訓練等を実施する。

(記録の整備)

第19条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第20条 事業者は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、訪問介護員等の質的向上をはかるため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 繼続研修 年 6 回

(3) その他の研修

2 従事者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2016年8月1日から施行する。

2017年8月1日から施行する。

2018年4月1日から施行する。

2022年6月1日から施行する。

